

宮城地区のタクシー運賃改定申請に伴う消費者意見の募集について

東北運輸局は、令和8年2月12日に「令和7年11月20日から12月16日かけて、運賃改定を申請した宮城地区（仙台市を除く宮城県全域）の事業者の保有車両数が同地区におけるすべての法人タクシー事業者の保有車両数の5割を超えた為、改定要否の検討を行った結果、運賃改定が必要と判定しました。」として、運賃改定に係る審査手続きを開始することを公表しました。

つきましては、宮城地区における運賃改定について、ご利用者をはじめ広く皆様にご意見・ご要望を募集しますので、ご意見等がありましたら、下記により（一社）宮城県タクシー協会までご提出ください。

記

1. 募集内容

宮城地区における運賃改定に関するご意見・ご要望を募集します。

2. 申請状況と申請された運賃改定の概要

別紙「申請状況等」をご参照ください。

3. 募集期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月16日（月）まで
但し、郵送の場合は、募集期間最終日の消印までを有効とします。

4. 応募方法

次のいずれかの方法（郵送又はEメール）により、別紙「ご意見・ご要望提出用紙」にご記入のうえ、ご意見等をお寄せください。

（1）郵送の場合

〒984-0002 宮城県仙台市若林区卸町東3丁目2番38号
(一社) 宮城県タクシー協会 宛て

（2）Eメールの場合

taxikyokai-miyagi@basil.ocn.ne.jp 宛てお送りください。

5. 提出にあたっての留意事項

- 電話によるご意見やご要望はお受けいたしません。
- ご意見やご要望は日本語で記載してください。
- いただいたご意見やご要望については、個人情報（氏名・住所等）を除き、東北運輸局へ提出させていただきます。また、公表することがあります。
- 応募方法に則して記載されていない場合や募集期間を過ぎて到着した場合は、無効とさせていただくことがあります。
- ご意見やご要望に対する個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。
- メールアドレス等はお間違えのないようにお願いします。

1. 申請状況

営業区域

仙台市を除く宮城県全域

運賃適用地域

宮城地区

申請の期間

令和7年11月20日～令和8年2月19日(受付中)

申請の集約結果

	事業者単位	車両単位
地域内全数	113者	1, 191両
申請した事業者	83者	911両
比率	73. 45%	76. 49%

申請された改定率

-3. 0%～66. 0%

2. 申請された運賃改定の概要

①距離制運賃

車種区分	初乗運賃	※()内は現行運賃	
		加算運賃	
特定大型車	1.0km～1.251km 850円～970円 (1.2km 810円～840円)	152m～260m 120円～150円 (251m～260m 120円)	
大型車	1.0km～1.257km 820円～950円 (1.2km 790円～820円)	156m～266m 120円～150円 (257m～267m 120円)	
普通車	0.88km～1.293km 670円～860円 (1.2km 720円～750円)	177m～319m 100円～120円 (293m～305m 100円)	

②時間距離併用制運賃

車種区分	運賃		※()内は現行運賃
	運賃		
特定大型車	0分55秒～1分35秒 120円～150円	(1分30秒～1分35秒 120円)	
大型車	1分00秒～1分40秒 120円～150円	(1分35秒～1分40秒 120円)	
普通車	1分05秒～1分55秒 100円～120円	(1分45秒～1分50秒 100円)	

③時間制運賃

車種区分	運賃		※()内は現行運賃
	運賃		
特定大型車	30分まで 4,790円～8,190円	(30分まで4,770円～4,940円)	
大型車	30分まで 4,720円～8,070円	(30分まで4,700円～4,870円)	
普通車	30分まで 3,460円～5,920円	(30分まで3,430円～3,570円)	